

「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(骨子案)」に関する意見及び意見に対する県の考え方

1 意見募集期間
平成27年10月9日～11月8日

2 意見募集の結果
意見の件数 76件

[意見の内訳]

内容	件数
1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について	36件
2 記載内容の見直しについて	7件
3 制度設計、交付金要綱等について	7件
4 その他	26件
合計	76件

[意見の反映状況]

内容	件数
A 素案に反映した意見	6件
B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見	8件
C 今後の参考とする意見	27件
D 素案に反映できない意見	21件
E その他	14件
合計	76件

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
1	1	<p>これまで公的管理を行ってきた私有林を所有者に返還するというが、これは個人の財産を税金を使って良くしてやったということではないか。良くしてやって持ち主に返し、悪くなったら県が管理するのか。税金をかけて整備した森なら、それは県民全体の財産だ。自分の財産は自分で価値を守るのは、民主主義、資本主義の大原則のはずだ。このような税金を個人のために使うやり口は断固反対だ。</p>	E	<p>森林は、水源かん養や土砂流出防止など様々な公益的機能や木材を生産する働きを有しており、以前は、森林所有者による林業活動を通じて公益的機能が発揮されてきました。しかし、木材価格の低迷等により林業経営が難しくなってきたため、手入れの行き届かない森林が増えてきており、そのまま放置すると、森林のもつ公益的機能の低下が懸念されています。</p> <p>森林によりもたらされる良質な水は、県民全体が享受するものであり、将来にわたって良質な水を安定的に確保するため、水源地域の私有林に対し、公的な管理や森林所有者が自ら行う森林整備への支援を進めています。</p>
2	1	<p>丹沢・大山の保全・再生対策において、箱根山地や小仏山地でのシカの管理対策を進めるとあるが、箱根は丹沢でもなければ、神奈川県の水源地でもないはず。被害も以前から出ており、県民からの目的税を徴収して余計なことをするのはおかしい。</p> <p>そもそも丹沢山地でのシカの被害が解消したわけではなく、エリアを広げるのは丹沢での取組を遅らせるだけだ。この取組をするのであれば、箱根山地や小仏山地での取組が丹沢山地での取組を進める上で不可欠なことを立証すべきだ。</p> <p>今回の骨子案の記述では、被害が出ればどこでも取組を行うことを連想させる。水源環境保全税は用途やエリアを限定するよう断固要求する。</p>	C	<p>箱根山地、小仏山地は、ともに「水源保全地域」として、水源環境保全・再生施策の主たる対象区域に位置付けられています。このうち、南足柄市、小田原市の一部と小仏山地一帯は本県の広域的な水源を保全する上で重要な「水源の森林エリア」に位置付けられており、シカの生息密度上昇により、同エリアで推進する「水源の森林づくり事業」等による森林整備の効果が十分に発揮されない恐れがあるため、新たなシカ管理の取組が不可欠であると考えています。</p>
3	1	<p>神奈川県では水源の森林づくり事業において、荒廃が進む私有林という言い方を以前からされているが、県有林や国有林は荒廃が進んでいるのではないのか。私有林で管理が進んでいる箇所と比較すると、県有林や国有林の方が荒廃している箇所はいくらでもある。</p> <p>少なくとも県有林で荒廃がひどい箇所を整備しないで、私有林の整備を優先することは納得できない。県有林と私有林の荒廃箇所を比較して、すべての点で県有林の整備が進んでいるというならば納得できるが、まずそのデータを示してほしい。</p>	B	<p>県有林については、一般財源や国庫補助金により計画的に森林整備を行っていますが、高標高域の人工林においては、シカの採食による下層植生の衰退や急峻な地形などにより森林の生育基盤である土壌の流出が懸念されています。そこで第3期計画では、高標高域の県有林の人工林において、シカの生息状況等を踏まえた土壌保全対策を推進することとしています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
4	3	<p>骨子案では、整備した私有林の公益的機能の維持が課題とされ、それが維持されるよう監視するという事か？</p> <p>契約か協定を締結して、所有者に公益的機能が維持されるよう義務を負わせる仕組みがなければ、何のために整備するのか。少なくとも売却禁止と善管注意義務を所有者に課すために条例を制定した方がよい。</p>	C	<p>平成9年度から開始した水源の森林づくり事業では、水源林整備協定については森林所有者と20年間の契約を締結し、荒廃した森林を整備してきましたが、平成29年度以降、整備を終了し段階的に所有者へ返還していくこととなります。</p> <p>整備した森林は、手のかからない状態で返還することとなりますが、その後の公益的機能の維持には、継続的な森林状態の確認が必要と考えています。</p> <p>返還後の森林管理は、森林の巡視等を行う仕組みを試行しつつ、公益的機能の持続に向けた森林管理の仕組みを第3期計画期間中に検討します。</p>
5	1	<p>平成9年度から実施している水源の森林づくり事業で確保した森林は、平成29年度以降、契約期間が満了し、所有者へ返還される。返還した森林は、その後も水源かん養機能など公益的機能が発揮される状態を持続していくことが望まれるが、所有者が森林の状況を継続的に把握することは困難な状況であるとするが、このようなことは最初から分かっていたはずだ。公金を使用した私有林の整備には当初から反対であった。整備後の公益的機能の維持は、受益者である山林所有者に負わせるべきだ。</p> <p>県では、今後も未来永劫、一部の土地所有者のために公金を投じ続けるつもりか。こうした県民がいることを良く承知することだ。</p>	E	<p>平成9年度から開始した水源の森林づくり事業では、水源林整備協定については森林所有者と20年間の契約を締結し、荒廃した森林を整備してきましたが、平成29年度以降、整備を終了し段階的に所有者へ返還していくこととなります。</p> <p>整備した森林は、手のかからない状態で返還することとなりますが、その後の公益的機能の維持には、継続的な森林状態の確認が必要と考えています。</p> <p>返還後の森林管理は、森林の巡視等を行う仕組みを試行しつつ、公益的機能の持続に向けた森林管理の仕組みを第3期計画期間中に検討します。</p>
6	1	<p>県が水源環境保全税を使ってまで山林を整備している理由は、木材価格の低迷で森林が荒廃しているからだとする、森林を整備すれば木材価格は上がるのでしょうか。もし上がらないなら、また、荒廃して、税金を投入して整理することになるように思います。そのような形で個人の財産である私有林を税金で整備するのは不公平な気がします。むしろ、県の森にした方がよいと思います。これから墓地も不足しそうですし、公営で樹木葬の墓地にするのがよいと思います。そうすれば、埋葬された人の遺族が森を管理するようになり、受益者負担の原則が確立され、税金の支出も減るでしょう。少なくとも税金を使って個人の財産価値を高めるような方針よりはよいでしょう。</p>	D	<p>森林は、水源かん養や土砂流出防止など様々な公益的機能や木材を生産する働きを有しており、以前は、森林所有者による林業活動を通じて公益的機能が発揮されてきました。しかし、木材価格の低迷等により林業経営が難しくなってきたため、手入れの行き届かない森林が増えてきており、このまま放置すると、森林のもつ公益的機能の低下が懸念されています。</p> <p>森林によりもたらされる良質な水は、県民全体が享受するものであり、将来にわたって良質な水を安定的に確保するため、水源地域の私有林に対し、公的な管理や森林所有者が自ら行う森林整備への支援を進めています。</p> <p>また、県による森林の買取りについては、水源地域の保全上重要であり、県による永続的な管理が必要な森林に限定しており、整備した全ての森林を買い取ることは考えていません。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
7	1	「荒廃が進んでいた私有林を重点的・集中的に確保・整備を進めてきた結果、人工林については、概ね順調に手入れ不足が解消してきており」と記載されているが、「神奈川県環境基本計画」骨子案の記載では、荒廃の原因は長引く木材価格の低迷とされている。そうだとすれば、荒廃している私有林を整備しても、木材価格が低迷したままであれば、私有林はまた荒廃するのではないか。そうすると私有林の整備などは対症療法に過ぎないし、そのようなことに税金を投入するのはむしろ無駄なことのよう思う。必要なことは木材の生産コストを採算ベースにするための取組であり、原因を解消しないまま、山林を整備してそれを成果と謳われたのでは納得できない。このようなことに人材や資金を使わずに、木材価格が上昇するように取り組むべきだろう。	B	木材の生産性向上は、今後、民間による自立的・持続的な森林管理を進めるために重要と考えています。生産性向上の取組は、これまでも「間伐材の搬出促進」において、林業事業者への生産指導として取り組んできましたが、第3期計画では、より拡充して取り組むこととしています。
8	1	相模川水系上流域の桂川流域には、流域下水処理場は2か所ある。富士北麓浄化センターと桂川清流センターである。富士北麓浄化センターの放流水は日量約2万トン、桂川清流センターは日量約6千トンである。 富士北麓浄化センターの放流水は、富士吉田市で放流された直後、水力発電用の取水口から、ほぼ全量が取水され、その後は発電を繰り返し、桂川に戻されることなく相模湖直前の発電所から一気に吐き出され、直ぐに相模湖に流れ込んでいる。 第3期計画では、桂川清流センターに加えて富士北麓浄化センターの放流水においても、リン削減効果のある凝集剤による相模湖へのリン流入削減対策を実施することを要請する。	D	桂川清流センターのリン除去設備は、平成26年4月に稼働を開始し、リン削減効果のある凝集剤（PAC）の添加量を調整しながら運転を行っています。平成26年度実績では、放流水の全リン濃度は平均0.38mg/lとなり、目標値である0.6mg/lを達成しました。しかしながら、桂川清流センターでは、現在も放流水の全リン濃度が一定しない状況があり、安定的・効率的な運転に向けて調整を続けています。そのため、他の下水処理施設におけるリン除去については、第3期計画で実施することは考えていません。
9	1	相模湖のアオコ対策について、骨子案で明記されているのは、「6 河川・水路における自然浄化対策の推進」においてである。「今後も生活排水対策を促進し、アオコの発生原因とされる窒素・リンの相模湖への流入抑制に努める必要がある」とするならば、相模湖へ流入する桂川の水質対策を優先的に行うべきである。 それにもかかわらず、相模湖周辺の汚濁が大きい区域から優先的に合併処理浄化槽の整備を行うなど「生活排水処理施設の整備促進」において生活排水対策の効果的な推進を図るとしている。「8 生活排水処理施設の整備促進」において取り組むということだが、「9 相模川水系上流域対策の推進」で取り組むべきだ。	D	県内の相模湖・津久井湖集水域では、生活排水処理率が大幅に改善し、生活排水対策の著しい遅れは改善してきましたが、全県平均と比較すると依然として低い状況にあります。 こうしたことから、県内ダム集水域における生活排水対策については、地域の実情に応じたきめ細かな支援を工夫しつつ、これまでの取組を継続して一層の整備促進を図る必要があります。 なお、県内の相模湖・津久井湖集水域だけではなく、相模川水系上流域対策として桂川清流センターにおいてリン削減効果のある凝集剤（PAC）処理を実施していますが、現在、凝集剤の添加量を調整しており、その最適化が最優先であると考えています。

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
10	1	<p>相模湖におけるアオコ異常発生について「今後も生活排水対策を促進し、アオコの発生原因とされる窒素・リンの相模湖への流入抑制に努める必要がある」と書かれているが、抽象的にはその通りである。</p> <p>しかし、具体策として、県内ダム集水域の相模湖周辺の区域に限定した生活排水対策だけでは余りにも不十分である。相模湖に溜められている水は山梨県の桂川から流れ込んでおり、一緒に流れ込んでいる窒素・リンの抜本的な対策を行わない限り、相模湖からアオコを一掃することはできません。</p>	D	<p>県内の相模湖・津久井湖集水域では、生活排水処理率が大幅に改善し、生活排水対策の著しい遅れは改善してきましたが、全県平均と比較すると依然として低い状況にあります。</p> <p>こうしたことから、県内ダム集水域における生活排水対策については、地域の実情に応じたきめ細かな支援を工夫しつつ、これまでの取組を継続して一層の整備促進を図る必要があります。</p> <p>なお、県内の相模湖・津久井湖集水域だけではなく、相模川水系上流域対策として桂川清流センターにおいてリン削減効果のある凝集剤（PAC）処理を実施していますが、現在、凝集剤の添加量を調整しており、その最適化が最優先であると考えています。</p>
11	1	<p>「相模湖におけるアオコの異常発生は、特別対策事業として実施している生活排水対策と一般対策事業によるエアレーション等の取組みにより抑えられているため、今後も生活排水対策を促進し、アオコの発生原因とされる窒素・リンの相模湖への流入抑制に努める必要がある」と書かれているが、アオコの異常発生が抑えられているなどとは言えない。大雨や台風により、窒素・リンが薄まったり、原因藻類が流された結果でしかない。異常発生は起きており、また大発生を見るかも知れないのが現実である。相模湖のアオコの主要原因である桂川からの窒素・リンの流入が抜本的に抑えられていないのが現状である。</p>	D	<p>第1期計画から、「県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進」及び「県内ダム集水域における公共下水道の整備促進」を推進しており、第2期計画では、相模川水系上流域対策として桂川清流センターにおいて、リン削減効果のある凝集剤（PAC）による排水処理を山梨県との共同事業として実施しています。</p> <p>この結果、相模湖への窒素・リンの負荷量は着実に減少しており、第3期計画でも現在推進している事業を継続することで水源環境の負荷軽減を図ることとしています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
12	4	<p>第3期計画が始まるのは、施策大綱20年計画の10年が終わってからのはずだが、相模湖の直接浄化対策について、「具体策を検討したが実施上の支障等があり、有効な対策を見出せなかった」などと言い出すのは解せないことである。「直接浄化対策に替えて、発生源対策を行うこととし、水質汚濁について発生源の調査を行った結果、生活排水が主な汚濁原因であることが確認できたため、相模湖周辺の汚濁が大きい区域の生活排水対策を優先的に実施していくことになった」などと続けている。</p> <p>相模湖の水質汚濁、富栄養化について、直接浄化対策などは補助手段にすぎないことは当初から分かっていただろう。相模湖は流水ダムである等を考慮することもなく、植生浮島などの検討に時間を浪費してきたとしか思えない。</p>	D	<p>第1期計画から、「県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進」及び「県内ダム集水域における公共下水道の整備促進」を推進しており第2期計画では、相模川水系上流域対策として桂川清流センターにおいて、リン削減効果のある凝集剤（PAC）による排水処理を山梨県との共同事業として実施しています。</p> <p>この結果、相模湖への窒素・リンの負荷量は着実に減少しており、第3期計画でも現在推進している事業を継続することで水源環境の負荷軽減を図ることとしています。</p>
13	4	<p>「アオコの異常発生は抑えられている」といった根拠のない断言をあちらこちらで目にし、耳にするが、「第25回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム資料『これまでの取組み』」のアオコの説明では「植物プランクトン（マイクロキスチスなど）」と書きながら、その直ぐ下では「相模湖・津久井湖のアオコ（マイクロキスチス）発生状況」として、マイクロキスチスの数値を抽出したグラフを作成して、「ダム湖の水質を守る取組みにより、近年はアオコの異常発生は少なくなっています」などとしている。アオコ状態を形成する植物プランクトンには、かび臭を出すアナベナ類などいろいろあるのだ。マイクロキスチスでなくとも、相模湖にアオコの原因藻がいなくなった訳ではなく、大発生しない保証は全くない。</p>	D	<p>アオコ状態を形成する植物プランクトンはマイクロキスチスやアナベナなどであることは承知しておりますが、相模湖・津久井湖の主要なアオコの原因はマイクロキスチスであるため、水源環境保全・再生施策大綱においてもマイクロキスチスを指標としています。</p> <p>第1期計画から、「県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進」及び「県内ダム集水域における公共下水道の整備促進」を推進しており、第2期計画では、相模川水系上流域対策として桂川清流センターにおいて、リン削減効果のある凝集剤（PAC）による排水処理を山梨県との共同事業として実施しています。</p> <p>この結果、相模湖への窒素・リンの負荷量は着実に減少しており、第3期計画でも現在推進している事業を継続することで水源環境の負荷軽減を図ることとしています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
14	1	<p>「桂川清流センターにリン削減効果のある凝集剤添加設備を設置し、平成26年度から稼働した結果、放流水のリン濃度の目標値を達成しており、所期の効果が得られている」とあるが、目標値を調べたところ、0.6mg/lであった。現在の稼働は試験あるいは実験なのであるのだろうか。PAC処理でこの10分の1にまでは下げられるはずである。0.6mg/lという目標値は、いかなるところからもってきたのであろうか。</p> <p>第3期計画においても現在の稼働を続けるそうだが、もっと真剣に下水処理場の高度処理化も含め、相模湖のアオコ対策に取り組んで欲しい。</p>	D	<p>桂川清流センターのリン除去設備は、平成26年4月に稼働を開始し、リン削減効果のある凝集剤（PAC）の添加量を調整しながら運転を行っています。</p> <p>凝集剤（PAC）により排水処理を行うと、リン濃度は0.4～0.7mg/lになるとされており、凝集剤添加を行う前は、下水処理場からの放流水に含まれるリン濃度は1.25mg/lでしたので、その約半分の0.6mg/lに削減することを目標としました。</p> <p>平成26年度実績は、放流水の全リン濃度は平均0.38mg/lとなり、目標値である0.6mg/lを達成しました。しかしながら、桂川清流センターでは、現在も放流水の全リン濃度が一定しない状況があり、安定的・効率的な運転に向けて調整を続けています。</p> <p>また、県内ダム集水域における生活排水対策については、地域の実情に応じたきめ細かな支援を工夫しつつ、これまでの取組を継続して一層の整備促進を図る必要があります。</p>
15	4	<p>県では西丹沢にあるユーシンロッジの指定管理者を公募していますが、聞いた話では、施設のある土地や、そこに至る道路は県有地だそうです。</p> <p>県では税金を使って水源を守るという話ですが、県有林に無駄に巨大な建物を作って、その利用を民間に頼るような有様で、私有林の整備をするのは、本末転倒ではないでしょうか。少なくとも私は全然納得できません。</p> <p>今度作成される環境基本計画では、丹沢大山の保全・再生の取組は水源整備の施策となっているそうですので、ユーシンロッジの有効活用には、民間の力を利用したりせず、県が自ら取り組むべきだと思います。</p>	E	<p>ユーシンロッジの民間への移譲にあたっては、建物は現況のまま無償で譲渡し、土地は無償貸付することを条件に提案募集したところでした。</p> <p>森林は、水源かん養や土砂流出防止など様々な公益的機能や木材を生産する働きを有しており、以前は、森林所有者による林業活動を通じて公益的機能が発揮されてきました。しかし、木材価格の低迷等により林業経営が難しくなってきたため、手入れの行き届かない森林が増えてきており、このまま放置すると、森林のもつ公益的機能の低下が懸念されています。</p> <p>森林によりもたらされる良質な水は、県民全体が享受するものであり、将来にわたって良質な水を安定的に確保するため、水源地域の私有林に対し、公的な管理や森林所有者が自ら行う森林整備の支援を進めています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
16	4	<p>水源林の機能を高める努力に関して、森林は階層構造が発達する。それを単純化させ、目的とする材を生産する効率を高めるためにスギやヒノキの単層にした場所が人工林である。低木や草本の機能には、色々なことを挙げる事が出来る。雨滴侵食に対するバッファーを始め、昆虫の食草になったり、虫媒花には花蜜を提供するであろう。また、スギやヒノキの落葉よりも分解速度が著しく速いリターを供給することになる。</p> <p>人工林の土壌の団粒化、栄養向上が、林地を持続可能とする。人工林の水源林機能を向上させるためには、土壌の栄養状態を高め、土壌の物理性を高めることが求められる。それには、土壌に集積される有機物が豊富で、その分解の速度が速いことが不可欠となる。スギやヒノキの単層林は、豊富な有機物を供給することができるが、葉の構造や性質上、分解の速度が非常に遅いことで知られている。腐植の連鎖を滞らせており、物質循環にマイナスになっている。とくにヒノキ林では、マイナスの影響が顕著である。間伐期に達した壮齢林では、手遅れになると下草はなく、乾燥した分解途中の葉が堆積している。そこで、sustainable development（持続的な発展）の視点から、規模の大きな人工林地においては、間伐期だけでなく、低木や草本が常時侵入できる空間を維持する必要がある。</p> <p>高標高人工林の広葉樹林化について、同一林分では、目標とする材の生産が出来ないような不成績地では広葉樹林化を進めること。人工林の中に孔状広葉樹群の導入について、そうでない場所においても、10m×30m程度のギャップが出来ると孔状間伐を1ヘクタールに1～2か所セットし、光を導入し、1ヘクタールあたり1トンを超える低木や草本の落葉が混じるようにすれば、土壌の物質の動きに変化が出てくるのではないだろうか。低木や草本を侵入させる取り組みで、人工林の水源機能を増加させる試みを計画してはどうだろうか。これまで高標高の広葉樹林で行われてきた本数調整伐は、果たしてどのような効果が期待できたのだろうか。森林を歩いてみて、無駄な調整伐が多いことに気づくだろう。</p> <p>生物多様な人工林施業について、神奈川県の水源地協定林では人工林間伐（除伐）の際、広葉樹を残す取り組みがすでに行われているが、斜面上部と下部で間伐率を変えるなど、もっときめ細やかに、積極的に低木や草本層を導入すべきと思う。生物多様な森林づくりは現場作業班の植物に対する体系的な知識に負うところが多い。森林植生についての知識向上を図るべく、現場指導が求められる。有用樹とザツ（人にとって有用でない物の総称）という考えからの脱皮が求められる。</p>	C	<p>本施策では、林道から遠いことなどにより、収益が見込めない人工林については、間伐や、樹高の幅程度の区域を伐採する群状間伐、立木を数列まとめて伐採する列状間伐を取り入れて、針広混交林に誘導する整備を行い、水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを進めています。</p> <p>また、今回のご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
17	1	<p>丹沢大山の保全・再生対策（シカの管理捕獲）について、猟友会への委託による中標高、そしてワイルドライフレンジャーによる高標高でのシカの管理捕獲が行われ、それなりの植生回復が現れているということで、地道な努力の結果だと思っている。適正な頭数にすることは、シカも人間にとっても重要なことであり、これからもぜひ推し進めて頂きたい。</p> <p>しかし、猟友会の方々も年齢の高い方が多いと聞いており、これ以上期待することが難しい。ワイルドライフレンジャーは、たった3名で広い丹沢山塊の急峻な捕獲困難地域で、効果ある活動を期待しても難しいのではないかと考えている。最近では県内の箱根山地や小仏山地、そして東京や山梨でもシカの採食が始まっているようであり、かなり大胆な施策を打っていく必要があると思っている。参加意欲を示している企業もあるとの話も聞いており、また大学へ支援を呼びかけ、よい知恵を出してもらおう事や、ワイルドライフレンジャーをさらに増員することを検討する必要があるのではないのでしょうか。全国的に見てもシカの問題は発生しており、ワイルドライフレンジャーを増やす要望はまだまだあると考える。ワイルドライフレンジャーに何県か跨いで活動して貰う工夫も出来るのではないか。シカの問題は早く解決することが望まれる。</p>	C	<p>丹沢大山の自然再生に向けて、第3期計画においても中高標高域におけるシカ管理の取組を引続き推進するとともに、箱根山地、小仏山地でもシカの生息密度上昇により、「水源の森林づくり事業」等による森林整備の効果が発揮されない恐れがあるため、新たなシカ管理の取組が必要と考えています。</p> <p>また、ご指摘いただいた、企業や大学、県境を越えた隣接県との連携については重要な視点であると考えています。</p> <p>なお、ワイルドライフレンジャーについては、平成26年度から5名に増員しています。</p>
18	1	<p>世附川の河岸で森林土壌をなすスコリアが流失し、崖が大規模に崩壊して、川に材木が滑り落ち込んでいるのを見たことがあります。水源かん養機能を発揮する森林が崩壊し、スコリアが丹沢湖に流入し、湖底面を上げることになり、ダムの本来的機能である保水量に大きな影響を与えている。県西部には土壌に関連した大きな問題が残っている。</p> <p>また、河内川沿岸でもスコリアの崖が崩壊し、保全工事を見学したが、土留めを丸太組み工法で行っていた。なぜコンクリートでやらないのか聞いたところ、水源環境保全税ではコンクリート堰堤はできないとのことであった。もっとフレキシビリティな対応があってもよいのではないかと思います。</p>	B	<p>県西地域のスコリア堆積層では、台風災害により崩壊等が発生し、水源かん養機能の発揮に重要な役割を果たす森林の土壌が流出しています。第3期計画では、崩壊の拡大や森林土壌の流出を防止するための土木的工法も取り入れた土壌保全対策を推進することとしています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
19	1	河川・水路における自然浄化対策の推進について、相模湖は相変わらず水質汚濁が著しいようです。水質汚濁の発生源は生活排水の汚濁が原因であることが確認されたところがあるが、この程度なのかとがっかりしました。第3期計画では相模湖周辺の汚濁が大きい区域から優先的に合併処理浄化槽の整備を行うとあるが、一刻も早く行って欲しい。	B	県内ダム集水域の生活排水対策については、富栄養化の状態にあるダム湖の水質改善を目指して、公共下水道整備や窒素・リンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の導入を促進する取組を進めてきたところです。これにより、生活排水対策の遅れていた県内ダム集水域の生活排水処理率は向上し、一定の進捗が図られてはいますが、第3期計画でも、これまでの取組を継続し、相模湖周辺の汚濁が大きい区域から優先的に整備を行うなど、取組主体である市町と連携しながら、効果的な事業実施に努めることとしています。
20	1	県内ダム集水域においては、道路境界未確定など下水道整備をやることの難しさは理解しているが、下水道・浄化槽、そして高度処理型合併処理浄化槽をうまく組み合わせ一刻も早く、県内ダム集水域でのリン・窒素の流入を防ぐことが重要だと思います。個々の状況を配慮しているのは、この整備はいつまでたっても進まないと思います。	B	県内ダム集水域における公共下水道整備については、着手可能な地域から順次整備を進めてきました。しかし、整備の前提となる道路境界が確定できていない場合や、道幅が狭いといった理由で工事をする住民の生活に支障が生じるような整備が困難な区域が多数あります。また、合併処理浄化槽整備についても、個人の意向に左右されるなどの課題があり、整備に時間を要することが想定されます。そこで、第3期計画においては、公共下水道整備と合併処理浄化槽整備の2つの事業を統合することとして、これにより、下水道又は浄化槽のいずれかにより効率的に整備を行うことができるようになり、未整備区域における生活排水処理を早期に進展させることができるものと考えています。
21	1	相模湖に流入する水量の80%は山梨県の桂川から流入しているものと聞いています。確かに県は、相模川水系上流域の森林整備と桂川清流センターのリン凝集添加設備・添加剤に2億円強の資金を投じているが、相模湖などの汚れを見ると、桂川清流センターのリンの除去にもっと効果的に多くの資金を投じてよいのではないかと。また、生活排水が主な原因なら、山梨県とよく調整し、合併処理浄化槽の整備を支援することを検討してもよいのではないかと。	D	桂川清流センターのリン除去設備は、平成26年4月に稼働を開始し、リン削減効果のある凝集剤（PAC）の添加量を調整しながら運転を行っていますが、現在も放流水の全リン濃度が一定しない状況がありますので、安定的・効率的な運転に向けて調整を続けていく必要があるものと考えています。 また、合併処理浄化槽整備の支援については、県内ダム集水域における生活排水対策について、地域の実情に応じたきめ細かな支援を工夫しつつ、これまでの取組を継続して一層の整備促進を図る必要があります。さらに、ダム下流域（ダム集水域を除く県内水源保全地域）では、生活排水処理率が低い市町があり、県民会議から「ダム下流域における生活排水が、水源水質に負荷を与えている状況が見られることを踏まえ、負荷軽減に向けた支援区域の拡大を検討すべき」との意見をいただいております。 まずは、こうした県内の生活排水対策を進めることが先決と考えています。

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
22	4	事業費が、どのような組織体にいくら支払われているか、その組織体が何をしたのか、又その組織体の数はどの位あるのか。	E	<p>個々の事業費の支出件数は膨大なため、主な事業についての概要をお答えします。</p> <p>「1 水源の森林づくり事業」のうち、県が管理している森林の整備（間伐・枝打ち等）については、主として森林組合や林業会社等の林業事業体に請負として発注しています。簡易な仕事については造園会社や建設会社に発注する場合があります。いずれもほとんどの場合、設計額が250万円超で一般競争入札の形で発注しています。県内の林業事業体は約40（組合・社）ほどあります。</p> <p>また、森林現況や所有者情報の調査については、県森林組合連合会やコンサルタント会社に委託したり、また、測量業務については測量会社に委託しています。</p> <p>「4 間伐材の搬出支援」の主な補助先は、森林所有者や林業事業体です。</p> <p>第2期計画では「5 地域水源林整備の支援」から「9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進」までは、一部を除き市町村交付金であり、水源保全地域の市町村に交付しています。</p> <p>水源環境保全税を財源とした特別対策事業（12事業）の事業費については、県のホームページに掲載していますのでご覧ください。URL：http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/785134.pdf</p>
23	4	各取組みの事業費は水源環境保全税等が充当されているということであるが、年間の水源環境保全税がどの程度の規模か、各期のこれまでの取組みの各項目の事業費の合計、単年度の水源環境保全税はどの位なのか、骨子案ではわからない。第1期、第2期の成果（第2章）に、事業実績がどの程度の割合であったかを明示されると用途が明確になると思われます。さらに各事業の取組ごとの割合を明示されるとより用途が明確になると思われます。	A	<p>第3期計画における事業費については、計画素案に記載します。</p> <p>水源環境保全税を財源とした特別対策事業（12事業）の事業費については、県のホームページに掲載していますのでご覧ください。URL：http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/785134.pdf</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
24	1	<p>水源対策として、下水道や浄化槽の整備が進んだことが成果とされているが、この時期には神奈川県環境基本計画の意見募集もされていて、その骨子案を読んだところ、相模湖、津久井湖の水質は、環境基準が達成されていないとある。今後計画通りに下水道や浄化槽の整備が進めば改善されるのでしょうか。事業実績の積み上げをもって、成果が上がったとしているのではないか。この対策は、必要のないインフラ整備を進めるために水源の水質問題を利用しているのではないか。このようなことより、下流部で老朽化する水道管の整備に投資すべきだと思う。</p>	E	<p>県内ダム集水域においては、水源環境保全・再生施策として、公共下水道整備や窒素・リンを除去する高度処理型合併処理浄化槽整備を実施し、富栄養化の状態にあるダム湖の水質改善に取り組んでいるところです。この事業の評価については、整備をしなければ流入していたであろう汚濁負荷が整備によりどれだけ軽減されたかといった理論値により行うこととしており、これまでの取組により、年間にすると窒素約20t、リン約3t（約6千人が1年間に排出する汚濁負荷量）の負荷量が軽減できていると推測しており、ダム湖の水質維持に寄与しているものと考えています。</p> <p>また、この事業の取組により相模湖・津久井湖の集水域における生活排水処理率は、施策実施前の44.4%から平成26年度末では66.2%に向上しており、一定の成果が得られたと考えています。</p> <p>一方で、相模湖・津久井湖においては、富栄養化の原因となる窒素、リンの濃度がほとんど変化していない現状もありますので、第3期計画でも、これまでの取組を継続し、ダム湖水質の維持・改善に努めることとしています。</p> <p>本施策における特別対策は、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる事業を対象としており、水道管の整備はこれに該当しないと考えています。</p>
25	1	<p>最近はまだ登山が小さなブームで、丹沢や大山にも登山者が増えてきたような印象を受ける。こうなるとトイレや持ち込まれるゴミの管理も結構大変である。今は大分ましになったのかも知れないが、ほんの少し前までは、し尿タンクを背負って登り降りしたり、山にゴミを埋めていた時代もあったらしく、埋められた金属がもたらす影響も懸念される。こうした問題は全国的にも問題化しており、世界遺産に登録された富士山でも問題の一つとなっている。</p> <p>第3期計画では、こうした利用者対策がないが、特にトイレとゴミの問題にはしっかりとした対策が必要だと思う。</p>	B	<p>ご指摘のとおり、登山者の増加に伴うトイレやゴミの問題が懸念されますが、第2期計画では、山ゴミの撤去や利用者の多い路線等で既存の浸透式トイレから環境配慮型トイレへの転換を進めており、第3期計画においても、山ゴミ対策は、県民連携・協働事業として継続することとしています。</p> <p>また、このほか丹沢大山自然再生計画に基づき、神奈川県自然公園指導員等による巡視やボランティア団体等と連携した山のトイレマナーの普及啓発、ごみの持ち帰りの呼びかけ、美化活動などを行っています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
26	1	<p>今回の環境基本計画では、丹沢大山の自然再生対策が、水源の保全政策に位置づけられたと伺った。それならば、水源環境保全税を使ってユーシンロッジへの道路を整備してもらえないか。現在、神奈川県ではこの施設の利用方法を公募にかけて指定管理者を募っているが、施設に行くには落石の多い未舗装道路しかなく、施設もかなり老朽化している。このまま誰も名乗りを上げないと朽ち果てかねない。</p> <p>県は、水源環境保全税で私有林を整備しているが、税金を使って個人資産の価値を上げるような事業を行う余裕があるなら、県の施設の管理にも財源を振り分けるべきである。ユーシンロッジは丹沢湖の上流域にあり、まさに水源で、管理者としての責任を果たすのに良い条件であるので、何らかの対応をお願いしたい。</p>	D	<p>水源環境保全税を財源とした特別対策は、水源環境保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組を対象事業としており、ユーシンロッジの維持管理や林道の維持管理はこれに該当しないと考えています。</p> <p>森林は、水源かん養や土砂流出防止など様々な公益的機能や木材を生産する働きを有しており、以前は、森林所有者による木材生産を目的とした林業活動を通じて森林のもつ公益的機能についても一体として発揮されてきました。しかし近年、木材価格の低迷等により林業経営が難しくなってきたため、手入れの行き届かない森林が増えてきており、このまま放置すると、一体となって発揮されてきた森林のもつ公益的機能の低下も懸念されています。</p> <p>森林の持つ水源かん養などの公益的機能によりもたらされる良質な水は、県民全体が享受するものであり、将来にわたって良質な水を安定的に確保する必要があるため、水源地域の私有林に対し、公的な管理や森林所有者が自ら行う森林整備の支援を進めています。</p> <p>なお、ユーシンロッジは民間（資金）による利活用を前提に提案募集を行っており、また、ユーシンロッジに通じる玄倉林道は一般車両通行止めであることを募集要項にも明記して募集したところです。</p>
27	1	<p>神奈川県では、今回、環境基本計画、生物多様性地域戦略、水源環境保全・再生実行5か年計画の骨子案を示しているが、この中には、丹沢等の山中に埋設されたゴミ対策を検討された様子が無い。本県に限った話ではないが、昭和時代まで、山小屋などの周辺を中心に、地面に穴を掘ってゴミを埋めるという習慣があり、このため今でも埋設されたゴミが大量に存在している。県ではボランティア等の力を借りて掘り出しては、ヘリで搬出しているが、今もって解決してはいない。こうした負の遺産の措置を無報酬のボランティアに頼るやり方は限界があるだろう。水源問題にも少なからぬ影響を与える問題であるのでしっかりした対策をたてていただきたい。</p>	B	<p>第2期計画では、丹沢大山の保全・再生対策として、県民連携・協働事業の一環で山中に埋設されたゴミ等の撤去を進めています。この事業は、ボランティアの協力を得ながら進めていますが、ヘリコプターによる運搬や大型ゴミの撤去にかかる経費、必要な資材費等に水源環境保全税を充当しています。</p> <p>第3期計画においても、山ゴミ対策は、県民連携・協働事業として継続することとしています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
28	4	<p>5か年計画は、一般会計の事業との連続性があり、骨子案の項目とは必ずしも対応しない内容を多く含むものである。</p> <p>一般会計を含む神奈川県の森林政策全般の問題として、決まっていることは、「道から200m」だけ。崩落によって閉鎖されたままの林道が、一般会計の予算不足で復旧しない。道から200m以内の林業は不可能で、道がある所とない所の森林所有者の間にも不公平が生じている。そのことによる目標の修正も打開策も行われていない。200m以内の人工林を今後も活用していくという前提があるのなら、気候の極端化も見込まれる現在、一般会計における林道修復予算は堅持されなければならない。</p> <p>全体のビジョンの欠落は、地域との連携の欠落。人工林の面積から、各地域でどのくらいの経営主体が必要かを割り出し、地域ごとに整備方針を話し合い、指針を策定し、道をつけるべき森林とつけるべきでない森林など条件を明確にし、道をつけた後の管理方法を策定し、他県の人材も登用して生産性向上に必要な研修を実施する。そして、この量の搬出を行うために必要な出口戦略、製品内訳と対象市場の設定、流通加工のプロセスをどう合理化し、他地域との競争に備えるかななどを地域の工務店や製材所の情報を集約して分析する過程が必要である。</p> <p>20年間続ける一般競争入札と、20年契約で森林所有者を縛ることの不都合。20年契約により、森林と森林所有者の距離は絶望的に遠く。1次産業の担い手となる孫世代のライフスタイルに対応したアプローチが必要である。請け負う業者と社員は、ばらばらの現場を渡り歩き、言われるまま仕事をするだけであり、ただの公共事業を当てにするだけの伐採業者に過ぎず、所詮請負の小作人である。森林後継者は、森林を長期的総合的に経営できるように育成する必要がある。一般会計を超える額の水源環境保全税を投入して間伐を行い、進捗率を以て結果としているが、超過課税のばらまきであり、超過課税終了後の長期的な将来展望を示せていない以上は、県民の目を欺く目先の人気取り施策と言われても仕方がない。そうした未来に実りのない林業のままで、人が育つはずがない。20年が過ぎた後、平成39年の春以降、税がなくなった後の森林には、気候の極端化によって危険が増した山と、それを頼める人がいないという、厳しい現実が残される。</p>	C	<p>県が管理する林道の整備については、既存財源により計画的に取り組んでいます。</p> <p>森林に関する全体的なビジョンについては、県では、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮することを目的として森林整備及び保全の目標や、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにし、市町村による「市町村森林整備計画」の策定にあたっての指針として、「神奈川地域森林計画」を策定しています。この計画において、本県の森林づくりの基本的な考え方などを示しています。これに基づき、市町村において策定される市町村森林整備計画では、地域の実情に即した森林整備を推進するためのゾーニングや路網整備計画を定めています。</p> <p>木材生産の生産性の向上や人材育成に関しては、間伐材の搬出支援や生産指導を行うとともに、「かながわ森林塾」を実施し、効率的な搬出技術や森林の管理・経営を担うための知識や技術を習得するための研修を行っています。</p> <p>県産木材の加工流通及び消費対策は既存財源による一般対策として取り組んでいます。例えば、手狭となった原木市場の土場拡大への支援や製材業者の施設整備への支援を行っています。また、林業・木材業者と連携して品質の確かな県産木材製品を供給するための品質認証・産地認証の取組等を行っています。さらに、公共施設、教育施設等の木造化・内装木質化に対する支援を行うとともに、森林組合や木材協同組合、工務店・建築事務所や県建具協同組合などが協議会を通じて、県産木材の多角的な活用について検討を進めるほか、県産木材を利用して日用品等を製作する木工会社などとも連携しながら、川上から川下まで事業に携わる者が一体となって、県産木材のPRにも取り組むなど、生産から加工流通、消費まで県産木材の有効活用の促進に総合的に取り組んでいます。</p> <p>森林所有者の後継者問題については、本県の森林地域は大都市に近接していることもあって林業以外で生計を立てている所有者がほとんどであり、自ら林業経営を行おうとする所有者はごくわずかです。県ではこうした本県の実情を踏まえ、森林組合等林業事業体を主体とした森林管理の仕組みづくりを進めていく考えです。森林塾からは、林業を志す意欲的な若者が多数入塾し巣立っており、こうした若者を雇用する側の林業事業体の育成強化と併せて、将来にわたって適正な森林管理が維持されるような人づくり・組織づくりを進めていくこととしています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
29	4	<p>市町村との林務リエゾン強化し、地域ごとの林業の方針を明確にせよ。県は森林を確保して間伐するだけで、地域の景観の調整や、山の上と下の森林所有者の交流、森林経済の地域への還元などを考えていない。水源環境保全税は額が大き過ぎて市町村の裁量が介入できない。地域の山全体を面として見渡す者がいなくなった結果、市町村の林務は弱体化した。地域の林務を補強するには基本から勉強してもらう必要があり、県はそれを支援するために広く情報収集、全国の成功例と失敗例、林務におけるリエゾン人材の育成を行う必要がある。それが結果的に山を強くし、一般会計予算負担をも軽くする。</p>	E	<p>市町村を単位とした地域の森林については、市町村が策定する「市町村森林整備計画」において、地域の実情に即した森林整備を推進するためのゾーニングや路網整備計画を定めています。県では、この計画策定に対する支援を行うとともに、地域の市町村や林業関係者等で構成する「地域林業再生推進協議会」の運営に協力し、地域の森林資源の利用促進や林業再生の取組について、情報交換や連携協力を進めています。</p>
30	4	<p>次世代を作る視点の欠如。モノカルチャー林業経済からの脱却の道を探れ。現状行われている水道水源確保と水源かん養事業の多くは、都市部の水需要対策が中心で、地域は都市に水を送るためのプランテーションとして位置づけられている。地域が本来の林業と自立した山村経済、地域経営を回復しようにも、水源地域はその面積の多くが森林（津久井、清川、山北においては森林が9割）であり、そこを県がモノカルチャー化し、プランテーション化している以上、林業を除いて地域の経営計画を立てること自体が無理であり、県が地域を見捨てる構図になっている。</p> <p>後継者世代がパスする神奈川県になるな。一次産業の担い手の主眼を孫世代に置いた対策の策定が必要である。現在の林業の実態から言って、地域に根付いて林業に取り組みたいと考える若者の選択肢に神奈川県は入らない。実際に県内にそうした気持ちで候補地を探している若者がいるが、林業会社では水源環境保全税がなくなった後の生活が不可能であるし、フルタイムで炎天下に行く林業を志望するということは考えにくい。それを希望する若者が県内の山にやって来て、移住を検討したとしても、そこに眼に輝きのあるすばらしい先輩と稼げる林業現場がなければ、気持ちは冷めてしまうだろう。神奈川県は、林業で生きようとする者から選ばれない地域の代表であるとの自覚を持って欲しい。神奈川県内で地域おこし協力隊制度を利用している自治体がないのも、県が「活力ある森林」とは言っても、「活力ある地域経済」に冷淡であることが、各自治体に自然と伝わってしまったことの結果である。森林の将来は、県の都合よりも地域の事情を酌んで進めるのでなければ、完全に対症療法で終わってしまう。</p>	C	<p>本施策は、水源環境保全・再生施策大綱に示されているとおり、「将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保」を目的として、水の恵みの源泉である水源環境の保全・再生を推進しているところであり、取組の実施地域は水源地域である県西部が中心となっておりますが、ご意見のような「地域は都市に水を送るためのプランテーションとして位置づけられている」といった考えは全くありません。</p> <p>また、ご意見の「県が(森林を)モノカルチャー化している」とは、県内の森林全体の約4割を占めるスギ・ヒノキ林を指しているものと思われませんが、これは昭和20年代前半(終戦直後)から、それまでの乱伐により荒廃を極めていた山地の緑化を図るために、国策として官民一体となってスギ・ヒノキの植林を進めたのが始まりです。そうした先人達の努力の結果、今私たちが目にするように山が緑に覆われるようになったものです。</p> <p>しかし、その後、木材価格の低迷等による林業不振により森林所有者だけで森林を管理していくことが困難となったため、冒頭の施策目的を踏まえて、森林所有者に代わって私有林等の公的管理・支援を行い、水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを進めているところです。</p> <p>森林整備の担い手対策としては、「かながわ森林塾」を実施して新規就労者の育成と既就業者の技術力向上を図っています。また、民間主体による森林資源の活用を通じた持続的・自立的な森林管理を確立するため、間伐材の搬出支援や生産指導を行っています。</p> <p>なお、繰り返しになりますが、本施策は「良質な水の安定的な確保」を目的として、県民の皆様から超過課税のご負担をいただいております。経済対策や産業振興対策ではないことにご理解をお願いします。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
31	1	<p>水源の森林づくり事業への意見として、一般会計よりも大きい超過課税のお財布を持ち、日本一金のかかるやり方の結果、これだけお金をかけるなら、地域密着の林家を育てたらどうか。このままでは水源環境保全税終了後にはどの林業会社も立ち行かない。その後は仕事の奪い合いになり、安かろう悪かろう仕事が横行する。林業のスラム化は目に見えている。水源林だ、公益的機能だと言うが、木材生産や経営を視野に入れた整備を行わなければ将来の木材の品質は下がる。そのようなツケを次世代に送れば、人材も嫌気がさして神奈川県を去っていく。大金を投じた結果がそんなことで許されるだろうか。</p> <p>公助の原則に立ち返れ。公助として行政のなすべきことは、学校をつくり、人を教育して社会の基盤をつくり、産業を育成することであって、自ら森林整備を行って林業を殲滅することではない。また、緊急手術的に介入を行ったとしても、8年を超えて森林所有者の生活保護のような状態を維持するような仕組みは変えなければならない。早急にリハビリや体質改善、生産性の回復に向かわなければならない。</p> <p>林業を一度捨てれば、公的管理と超過課税の恒久化を招く。県民に20年計画を約束した以上、森林と森林所有者の距離を縮める責任がある。一次産業の後継者は、Uターン、Iターン、孫ターンと言われている。今の制度は林業を圧迫し将来展望もないので、それら人材を拒絶している。平成27年6月30日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」において、林業の多様な担い手の育成・確保を進めることが国の方針とされた。半農半林・半漁半林のように、林業を、IT、創作活動、福祉、カヌーや料理などと関連させれば、経営破綻や定住失敗によって再び都会へ戻るような事態も防ぐことができる。春夏農業、秋冬林業は、日本の常識。森林組合の作業班の離職理由に、夏場の下刈りがある。毎日の炎天下の作業は、体力的に追い詰め、働く意欲も奪う。また、夏場は伐倒した木に虫が入りやすく商品価値を著しく落とすので、お盆を過ぎてから切るのは日本の林業の常識である。</p>	C	<p>林家の育成については、本県の森林地域は大都市に近接していることもあって林業以外で生計を立てている森林所有者がほとんどであり、自ら林業経営を行おうとする森林所有者はごくわずかです。県ではこうした本県の実情を踏まえ、森林組合等林業事業体を主体とした森林管理の仕組みづくりを進めていく考えです。林業労働力の確保育成を行っている「かながわ森林塾」からは、林業を志す意欲的な若者が多数入塾し巣立っており、こうした若者を雇用する側の林業事業体の育成強化と併せて、将来にわたって適正な森林管理が維持されるような人づくり・組織づくりを進めていきます。</p> <p>公助の原則についてのご意見ですが、森林は、水源かん養や土砂流出防止など様々な公益的機能や木材を生産する働きを有しており、以前は、森林所有者による林業活動を通じて公益的機能が発揮されてきました。しかし、木材価格の低迷等により林業経営が難しくなってきたため、手入れの行き届かない森林が増えてきており、このまま放置すると、森林のもつ公益的機能の低下が懸念されています。森林によりもたらされる良質な水は、県民全体が享受するものであり、将来にわたって良質な水を安定的に確保するため、水源地域の私有林に対し、公的な管理や森林所有者が自ら行う森林整備への支援を進めています。</p> <p>本施策においては、林道等から近い（おおむね200m以内）人工林については、木材等の森林資源を有効活用することで、民間主体による持続的・自立的な森林管理の確立を目指すこととしており、木材生産の生産性向上のための生産指導や、「かながわ森林塾」における人材育成等の取組を進めています。</p> <p>夏場の下刈りは避けられないものですが、植林時における大型苗の導入など、省力化に関する試験研究が全国で進められており、本県でもその取組の動向を注視しています。</p> <p>最近では製材品の人工乾燥技術が進歩したことから、従来不適切とされた夏場の伐採も可能となっています。年間を通じた原木の安定供給は、加工流通業者など川下側からの強いニーズがあり、原木供給を担う川上側の課題となっています。そこで、第3期計画では、「間伐材の搬出促進」事業において、夏場の搬出を増やす取組を開始することとしています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
32	3	<p>丹沢大山の保全・再生対策について、ワイルドライフレンジャーに見られるような外注化は、極力避けなければならない。現在のレンジャーは、1年契約でありながら、たまたま継続されていて、責任感があり、人柄にも誠実さが感じられるが、今年からは、全国的に外部委託が認められるようになって、今後ますます一般競争入札による外注化が進めば、県の仕事であることの誇りも次第に薄れ、地域の県民に冷たい態度をとり、獲物の数だけを追うような質の悪い者が混じってくるのは確実である。地域に根差し、誇りをもって長期に担当できる仕組みの導入が必要である。</p> <p>レンジャーの職員登用は必要である。南アルプスなど高山帯への猿やシカの進出は顕著であり、今後も継続的な需要が見込まれる以上、更なるノウハウの蓄積も求められている。山梨県が大雪と同時に山のシカの死亡例報告システムを稼働させたような、先手先手の対策が、1年契約で全員が入れ替わるレンジャーに務まるとは思わない。</p>	C	<p>シカ捕獲など野生動物管理を進めるには、専門性のある人員の配置が非常に重要です。このため、国内での野生動物管理の進展状況に応じて、本県として必要な体制を検討しながら、シカの管理を進めており、ワイルドライフレンジャーを設置したことは、非常に効果的であると考えています。今後、継続性やノウハウの蓄積、先を見据えた対策の必要性などのご意見を参考としながら、シカの管理を進めていきます。</p>
33	4	<p>土壌保全対策の推進について、土壌を抑え、山を強くする路網整備、作業道が山を強くする。作業道に使われる洗い越しや丸太積みなどは、そのまま土壌保全工でもある。作業道があれば、少しの崩れなら、地元の人がすぐに補修に行ける。大雨による崩落なども、傷口が小さいうちに塞ぎ、被害そのものを最小限に留めることができる。脆くて崩れやすい神奈川県には、そもそも林業が不可能な場所はたくさんある。しかし、人工林がある場所でも軽トラックが入れるくらいの最小限の幅を確保すればよく、どうしても大型の林業機械を入れなければならないところは別途設計を行うべきである。</p> <p>大型の林業機械の出番は限られ、導入コストを回収するための伐りすぎと、土砂流出はつきものである。将来超過課税がなくなった後のことを考えるならば、今から大型の林業機械の導入は最低限に控えない。</p> <p>作業道技術の向上について、土地の形状や性質を理解し、崩れない作業道を作るには、地域を理解し、同じ山をずっと整備する以外に方法はない。一般競争入札による山の整備は、作業道を作る人材の育成に繋がらない。</p>	C	<p>県では、本県の森林の自然的条件等を踏まえ、傾斜や地形・地質等の条件に応じた適切な作業道整備を促進するため、「神奈川県森林作業道作設指針」、「神奈川県水源林管理道整備・管理基準」を定めています。水源の森林づくり事業では、水源林管理のための作業道、作業路の設計、施工に関して、これらのルールに則り計画を策定し、現地の状況を十分に調査・検討して設計、施工を実施するとともに、森林組合等が自ら作設する作業道、作業路に対し、支援しています。</p> <p>作業道作設技術の向上については、「かながわ森林塾」に作業道作設コースを設け、技術の習得を支援しています。第3期計画では、搬出機械や作業道を組み合わせた間伐材の搬出方法の実施検証を行い、全国水準の生産性及び水源環境の保全に配慮した神奈川らしい間伐材の搬出システムを確立し、定着させることとしています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
34	3	<p>シカ柵の工夫として、シカ柵の下から潜り込まれている現場が多いが、内側に丸太をかませ、目を細かくしたり、壊れやすい入口を強化するような、既存の技術を徹底するとともに、技術革新に要する費用も水源環境保全税の対象とすべきである。</p> <p>宮ヶ瀬湖周辺をはじめとする広葉樹林の施業とその後の手直し計画。土砂流入が多いところには、その場所に合った計画が必要である。宮ヶ瀬ダムには、平成12年の完成からの15年で約100万？の土砂が堆積した。戦後すぐに完成し68年間で約70万？の相模湖と比べても破格の量で、これでは量と質の安定確保は程遠い。そこにあるのは広葉樹林で本来間伐の対象ではないが、手を入れ過ぎた結果、土壌の流出増加を招いた。それにより広葉樹林の整備手引きの見直しが行われたのだから、その原因となった伐り過ぎた森林に対する手直し計画が示されなければならない、森林所有者への説明も必要である。</p>	E	<p>水源の森林づくり事業でのシカ柵（植生保護柵）の施工に当たっては、現地の状況に応じて補助杭を増やすなどにより柵の下からの侵入防止対策を講じています。</p> <p>広葉樹林整備箇所の問題については、現地の状況を見ながら対応しています。また、森林所有者に対しては、森林整備終了後に整備状況をお知らせしています。</p>
35	4	<p>日本一高い搬出コストと、日本一高い搬出助成金。作業道は、山、地域、林業も守る。架線集材によって搬出された材の搬出助成制度は「作業道を作らない」と「林道を直さない」ことの言い訳にしかになっていない。適切に作業道を入れていくことは、搬出コストを下げることであり、山への出入りを増やしてそこで働く人を増やすことであり、それによって獣害が減り、獣害で傷つく木が減る事であり、結果的に価格競争力もついて、作業道を入れる技術の向上も期待できて、山はより安全になっていくことである。今は一般競争入札なので、20年のうちに1週間くらいしか人が入らないから、作業道を入れることの意味がわからない。</p> <p>一般会計の森林予算の不足が加速させる路網の不均衡。東丹沢には密度の高い林道があるのに、西丹沢の林道は一般会計予算の不足によりいつまでたっても増えないし崩れても直らず、減る一方である。進む路網の不均衡は即ち、助成制度の較差放置であり、地域差別にも繋がっている。</p> <p>搬出量だけ増やす目標に意味はない。伐りやすいところから伐り、山全体を経営する視点があれば山全体を守ることは不可能である。搬出した木がどうなっているか、内訳が重要である。今の県のやり方は、超過課税を投入しながら儲かっているのは主に福島県と三重県の業者という結果である。その状況に県内の製材所は希望を失い、店じまいを考えていて技術の継承も風前の灯である。この仕組みでは、県民が県内の豊かな森と木の文化に触れる機会を奪い、近くにある巨大消費地での市場を小さくしている。企業が持つ社有林では、搬出助成金がある間に稼ごうとする伐り過ぎが起きている。</p>	C	<p>県では、本県の森林の自然的条件（傾斜や地形・地質等）に応じた適切な作業道整備を促進するため、「神奈川県森林作業道作設指針」、「神奈川県水源林管理道整備・管理基準」を定めています。水源の森林づくり事業では、水源林管理のための作業道、作業路の設計、施工に関して、これらのルールに則り計画を策定し、現地の状況を十分に調査・検討して設計、施工を実施するとともに、森林組合等が自ら作設する作業道、作業路に対し、支援しています。</p> <p>間伐材の搬出については、水源環境保全・再生施策大綱に示されているとおり、木材の有効利用を促進しながら持続的な森林管理を進めることを目的に実施しています。第3期計画では、搬出機械や作業道を組み合わせたより効率的な間伐材の搬出方法の実施検証を行い、水源環境の保全に配慮しつつ神奈川県らしい間伐材の搬出システムを確立し、定着させることとしています。</p> <p>なお、搬出された木材のうち、柱や梁などに使われる、いわゆる「A材」については、約9割が県内製材工場で加工されています。</p> <p>また、林道整備については、引き続き既存の財源により計画的に取り組んでおり、ご指摘の、西丹沢における林道の被災箇所の復旧も順次進めています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
36	4	<p>県の制度は20年以上、時代から遅れている。需要と市場が見えていない。柱がとれるかとれないかで木の価値を決め、柱でなければ合板という、人生一度のお買いものだけを商機とする戦略を立てているが、それは県は森も木も建築も、そもそも林業がわかっていない人のすることである。木の持つ機能は、健康効果、視覚的効果、肌触り、香りを楽しむ、日用品や家具として楽しむ、地域の景観をよくするなど幅広く、他の素材に比べて付加価値も高い。</p> <p>森林と水道水源は、分けて戦略を考えなければならない。水道水源で見るから下流が県の東部の都市部に限られるのであって、これが水源環境保全税が県民に送った誤ったメッセージである。現在県内の森林を訪れる人は、京王線や小田急線、東名高速道路を使ってやってくるのだから、森林における現在の川下は、東名高速道路の先と小田急線・京王線の先にあると考えるのが正しく、販売戦略もそれに見合ったものに変えていく必要がある。一般会計における流通戦略が歪んでいる以上、民間の流通戦略アプローチもずれている。県としての産業育成施策は皆無に近い。</p>	E	<p>本施策は「将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保」を目的として、水源環境の保全・再生に取り組むものであり、「上下流の県民の連携」といった場合には、水源地である森林地域を上流、水を利用する側である都市部などを下流と捉えています。</p> <p>県産木材の加工流通及び消費対策は既存財源による一般対策として取り組んでいます。例えば、手狭となった原木市場の土場拡大への支援や製材業者の施設整備への支援を行っています。また、林業・木材業者と連携して品質の確かな県産木材製品を供給するための品質認証・産地認証の取組等を行っています。さらに、公共施設、教育施設等の木造化・内装木質化に対する支援を行うとともに、森林組合や木材協同組合、工務店・建築事務所や県建具協同組合などが協議会を通じて、県産木材の多角的な活用について検討を進めるほか、県産木材を利用して日用品等を製作する木工会社などとも連携しながら、川上から川下まで事業に携わる者が一体となって、県産木材のPRにも取り組むなど、生産から加工流通、消費まで県産木材の有効活用の促進に総合的に取り組んでいます。</p>
37	1	<p>生活排水処理施設の整備促進について、不平等の解消。ダム湖上流だからといって、高度処理型合併処理浄化槽を求めることは理屈に合わない。養豚場のような大きなところから対策を行うのが筋である。現在の法的基準を満たしている事業所やご家庭に、高度処理型合併浄化槽の設置を求めてはならない。地域の経済を冷やし、県行政への信頼が失われる。</p>	C	<p>県内ダム集水域における生活排水対策については、富栄養化の状態にあるダム湖の水質改善を目指して窒素・リンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の整備に取り組んでいるところですが、第3期計画においては、相模湖周辺の汚濁が大きい区域や単独処理浄化槽あるいは汲取り便槽のご家庭の整備を優先的に行うなど効果的な整備に努めていきます。併せて、汚濁負荷の大きい事業所等の整備を促進するため、浄化槽の規模に応じた支援を行うこととしています。</p> <p>なお、養豚場などの畜産農家のうち、家畜の種類や畜舎の面積により水質汚濁防止法に基づく特定施設として規制があります。特定施設である畜舎からの排水を河川などの公共水域に放流する場合には、排水基準などの規制があり、浄化槽で処理した後に公共水域に放流されます。なお、特定施設である畜産農家であっても、畜舎からの排水を公共下水道へ排出したり、ふんと共に施設で堆肥化するなど、公共水域に放流していない畜産農家もあります。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
38	4	<p>県民参加による水源環境保全・再生のための仕組みについて、県民会議委員に林業の専門家が不在、施策調査専門委員会においては、将来の超過課税終了後、林業を産業として定着させる上での意見を求められるが、林業の専門家が最初から入っていない。施策調査専門委員会の世代分布では、超過課税終了後の議論をする上でも、年金が今より減らされる世代（昭和40年以降生まれ）の意見が求められるが、全体的に高齢である。職業も大半は学校の先生であり、事業者が参加していない。</p> <p>市民事業が育っていない。神奈川県のコストが安すぎて、事業として成立しないからである。市民事業といえども経済活動であり、県が施策を誤れば、市民事業だって破綻するのである。</p>	E	<p>県民会議には、林業の専門家として県森林組合連合会から委員に就任していただき、林業に関する意見等をいただいています。施策調査専門委員会は、有識者で構成され、大学教授等に委員に就任していただいております。年齢についても問題はないものと考えています。</p> <p>市民事業については、県では水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、営利活動を目的としない、市民団体やNPO等が実施する水源環境保全・再生を目的とした活動に財政的な支援等を行っています。</p>
39	2	<p>平成26年7月に水循環基本法が施行され、平成27年7月に政府は同法第13条に基づき、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環基本計画を策定しました。</p> <p>同計画の基本的な方針として、「健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進」とあり、骨子案に記載されている「将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、水の恵みの源泉である水源環境を保全・再生するための特別の対策を推進します」の目的とは関連性が高い内容となっています。</p> <p>そこで、骨子案の考え方、取組には、水循環基本計画に関する記述が必要ではないでしょうか。</p>	A	<p>本施策と水循環基本法の関連について、計画素案に記載してまいります。</p>
40	1	<p>「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」において、総合的な水質汚濁負荷軽減策として、森林や河川における廃棄物不法投棄対策、散乱ごみ対策などの推進の必要性が説かれているところですが、バーベキュー客が河川敷に不法投棄し散乱した生ごみ等が大雨により河川やダム湖に流出し、水質に悪影響を及ぼす懸念があることから、廃棄物の不法投棄対策について、第3期計画の事業として検討いただきたく要望します。</p>	D	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定し、事業活動に伴って排出される産業廃棄物はもちろん、日々の生活から出る一般廃棄物であっても、廃棄物をみだりに捨てることを禁止しています。また、廃棄物処理法において、廃棄物の処理について、産業廃棄物は排出者に、一般廃棄物は市町村にそれぞれ処理責任があると定められています。</p> <p>廃棄物の不法投棄対策は、廃棄物処理法のほか、関係法令により対応すべき「一般的な行政水準」の取組です。また、水源環境保全税を財源とする特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的な効果がある事業を対象としていますので、第3期計画においても特別対策事業に位置付けることは困難と考えています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
41	1	第2期計画では、丹沢・大山地域において環境配慮型トイレへの転換事業が位置付けられておりますが、登山客や観光客が利用する従前の浸透式トイレについては、長年の使用により汚物が土壌に浸透することで、溪流や地下水の水質へ悪影響を及ぼす懸念があります。こうしたことから、環境配慮型トイレへの転換については、地域水源林エリア全体を対象地域に加えていただくとともに、環境配慮型トイレの設置・補修について、第3期計画の事業として検討いただきたく要望します。	C	第2期計画では、環境配慮型トイレへの転換は、「丹沢大山の保全・再生対策④県民連携・協働事業」の中で取り組んでいます。県民連携・協働事業は、第3期計画においても「丹沢大山の保全・再生対策」の事業として継続することとしています。 環境配慮型トイレへの転換等については、登山者による環境への影響を軽減するために行うものであるため、第2期計画と同様に、丹沢大山地域のうち、電気、水道のない場所において実施していくこととしているため、地域水源林エリア全体を対象としていません。
42	1	既存の水源を保全し、将来にわたり良質な水を安定的に確保するためには、県民の水がめである津久井湖・相模湖などのダム湖が適切に維持管理されていることが重要であり、結果的には水源環境の保全に効果があるものと考えます。現在、県や県企業庁によりダム湖の湖岸崩落対策事業が順次行われているところですが、更に対策事業が進められるよう第3期計画の事業として検討いただきたく要望します。	D	湖岸斜面の崩落対策は、局所的なものでかつ水源水質改善等水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込めず、水源環境保全・再生施策実施以前から役割分担に応じて対応してきた「一般的な行政水準」の取組です。したがって、津久井湖・相模湖などの湖岸斜面の崩落対策は、水源環境保全税を充当することは困難と考えています。
43	3	大井町では、一般家庭の合併処理浄化槽の維持管理費に補助金を交付している。一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進を図るため、整備費のみならず、維持管理費についても交付金の対象とするよう拡充を要望します。	D	水源環境保全・再生施策では、良質な水の安定的確保を目指した取組を進めており、第3期計画においては、県内水源保全地域の生活排水対策を総合的に推進し、水源環境の負荷軽減を図るため、支援エリアを拡大して合併処理浄化槽の転換促進を図ることとしていますが、維持管理費については、浄化槽の管理責任が浄化槽設置者にあるため、交付金の対象とすることは考えていません。
44	4	骨子案の7ページ「ウ 森林の公益的機能の維持」では、「こうした森林について、将来にわたり、公益的機能を持続させる仕組みづくりを導入します。」と記述されているが、これに対する施策が提示されていないため、第3期及び第4期計画が終了した後、県として森林整備を継続していくのか。県税の超過課税による財源措置が終了し、代替財源の措置がなければ、現行の森林整備が不可能になるのは明らかである。県の長期的な森林整備施策の位置付けを現段階で明確にしたい。	C	水源の森林づくり事業では、毎年、森林所有者と20～50年間の協定や契約などを締結して新たな水源林を確保し、公的管理を行っておりますので、施策大綱終了後に契約等の期間が残るものについては、契約等に基づいた森林整備を行っていきます。 なお、公益的機能を持続させる仕組みづくりについては、公的管理終了後の所有者へ返還した森林について、森林の巡視を行う仕組みを試行しつつ、公益的機能の持続に向けた森林管理の仕組みを第3期計画期間中に検討するとともに、収益の見込めない分収林について、木材生産目的から公益的機能を高める目的に転換して整備を進める手法を導入することとしています。

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
45	1	箱根山地のみならず、小田原市の根府川・久野・曾我・小竹地区などでもシカが目撃・捕獲されているので、これ以上拡大しないよう、県が主体となって捕獲に当たっていただきたい。	C	箱根山地の対象地域としては、小田原市を含むと考えており、そこでの取組強化については、県が取り組む水源の森林づくり事業等の森林整備による効果をシカの採食により低下させないことを念頭において考えています。山麓部や農地周辺でのシカ捕獲については、引き続き市町村がその役割を担うものと考えています。
46	3	一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進の補助メニューや補助額については、できるだけ第2期と同程度になるよう検討していただきたい。また、対象地域の拡大により、浄化槽の申請基数の増加が考えられるため、財源の確保をお願いしたい。	C	「県内水源保全地域における一般家庭の合併処理浄化槽の整備」については、一般財源による補助制度やダム集水域における補助制度との整合を図りながら、単独処理浄化槽や汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換がより一層進むよう、補助の枠組みについて検討していきたいと考えています。また、財源確保のご意見に関しては、素案ではこれまでの市町村からの要望と実績を勘案して事業量、事業費を整理していきます。
47	4	国において、平成26年度に水循環基本法が制定され、平成27年度に水循環基本計画が策定されるなど、これまでの第2期計画とは環境が大きく変化したことから、今回の第3期計画では、水循環基本法及び水循環基本計画との位置づけについて明確にしてください。	A	本施策と水循環基本法の関連について、計画素案に記載していきます。
48	1	地下水保全計画、地下水モニタリングを反映させた地下水の管理手法を実施する市町村への支援を追加してください。	C	地下水保全対策については、地下水保全計画の策定及び地下水保全計画に位置づけられている地下水かん養対策、地下水汚染対策、地下水モニタリング事業を対象として支援しています。具体的に交付金の交付対象となるかは、事業の必要性や効果、あるいは当該地域の地下水保全対策が総合的に進められているかどうかなどを勘案して判断することとしています。

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
49	4	第1期及び第2期において「水源の森林」の整備対象として、スギ、ヒノキ林を用材として活用するため重点的に対応してきましたが、里山における広葉樹林については、施業代行方式の整備手法により維持管理等を推進してきました。しかし、広葉樹林の活用に関しては、計画や方針が示されておりません。第3期計画では、里山における広葉樹林の活用方法について、課題を抽出し、今後の広葉樹林の利活用を図れるようにしてください。	D	「水源の森林づくり事業」の整備における広葉樹林については、低木や灌木も含め、階層構造を発達させることが水源かん養機能の増進に結びつくことから、施業に当たっては、高木層を形成する樹木については伐採の必要性を検討するに留め、それ以外の樹木はできる限り伐採しないことを原則としています。 このため、広葉樹林については、現在成林している樹木を保全し土壌保全等を図ることで、水土保持機能の高い森林に誘導することが期待できることから、本施策上は、スギ、ヒノキ林のように用材としての活用を図る必要はないと考えています。
50	4	第4期計画の完了と同時に水源環境保全税も終了するのであれば、第3期及び第4期計画は、水源環境保全税がなくなった後の水源の森林の管理方法について、具体的な考え方を明確にしてください。	E	平成9年度から開始した水源の森林づくり事業では、水源林整備協定については森林所有者と20年間の契約を締結し、荒廃した森林を整備してきましたが、平成29年度以降、整備を終了し段階的に所有者へ返還していくこととなります。 整備した森林は、手のかからない状態で返還することとなりますが、その後の公益的機能の維持には、継続的な森林状態の確認が必要と考えています。 返還後の森林管理は、森林の巡視等を行う仕組みを試行しつつ、公益的機能の持続に向けた森林管理の仕組みを第3期計画期間中に検討します。
51	4	地下水かん養対策について、水源環境保全・再生市町村交付金の対象外とされている既存事業に対する考え方を見直していただきたい。 特に、秦野市で実施している「家庭用雨水浸透ます設置補助金交付事業」は、交付金の対象となっているが、平成17年度予算額が既存事業分として控除対象とされてきました。 秦野市では、計画の達成に向けて、市民に対する広報、住宅展示場等へのリーフレット配布など、事業の周知を行っていますが、景気の影響などにより設置基数はなかなか増えない状況である。このため、交付金制度創設以降、毎年、交付金を交付されたことがありません。一方で、「家庭用雨水浸透ます設置補助金交付事業」は、交付金制度創設以前から実施してきた事業であるが、年度ごとに新設された雨水浸透ますの設置者に補助している事業であり、その対象は新設した市民です。既存事業としてではなく、新規事業として取り扱うなど、事業の内容に応じた対応をお願いします。	C	水源環境保全・再生市町村交付金は、水源環境保全・再生のため、新たに実施する事業または既存事業を充実・強化して取り組む事業に対して交付するものです。既存事業は、交付対象事業と同内容で過去数年度にわたり実施しているものであり、既存事業を充実・強化して取り組む事業については、原則として平成17年度当初予算を超える額を交付金の対象としています。第3期計画に向けては、施策導入から10年経過し状況も変化していますので、実績も参考としながら取扱いを検討していきたいと考えています。

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
52	1	<p>今回の第3期骨子案では、生活排水処理施設の整備促進の対象を「県内水源保全地域」、相模川と酒匂川水系の県外上流域とあります。県内のダム等により開発された水は、県営水道から12市6町に対して水道水の給水区域とされていますが、秦野市は地下水が豊富で、市営水道として市民等に県営水道とは別に供給しています。秦野市の市営水道の水源は、ほぼ市の市街化調整区域にあり、この受益を主に市街化区域の市民が受けています。</p> <p>また、秦野市の市街化調整区域の一部に特定した対象とすると、受益と負担の均衡に加えて、補助制度の公平性が保てず、市費を投入する必要が生じますので、対象地域を市の市街化調整区域とするべきと考えます。</p>	D	<p>県内水源保全地域における一般家庭の合併処理浄化槽の整備については、ダム下流域における生活排水の河川への流入が水源水質に負荷を与えている現状があることを踏まえて、対象地域を相模川水系・酒匂川水系取水堰の県内集水域とし、水源河川への未処理の生活排水の流入を抑制しようと考えています。</p>
53	3	<p>一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進について、対象事業を整備（転換）のほか、更新や維持管理も含めるべきである。平成12年の浄化槽法の改正から15年が経過しており、水質保全の意識の高い方が早期に合併浄化槽に転換した場合、設備機器の更新の時期が到来します。秦野市では、平成22年度に公共下水道全体計画区域の見直しを行い、市街化調整区域の生活排水処理は、個人設置型合併処理浄化槽で対応することとしている。公共下水道の計画外である調整区域は、大切な水源区域であることから、整備（転換）だけでなく、合併浄化槽の維持管理や更新の受益について、市街地の市民は転換後も受け続けます。このため、この受益に対する適正な負担という点から、対象事業を整備（転換）のほかに、更新及び維持管理に関する費用も含めるべきと考えます。</p>	D	<p>県内水源保全地域における一般家庭の合併処理浄化槽の整備については、相模川水系・酒匂川水系への未処理の生活排水の流入抑制を目的としているため、単独処理浄化槽や汲取り便槽の住宅における合併処理浄化槽への転換を補助対象と考えています。</p> <p>維持管理費や更新については、浄化槽の管理責任が浄化槽設置者にあるため、補助対象とすることは考えていません。</p>
54	1	<p>合併処理浄化槽は公共用水域の水質向上に大きく貢献するものですが、その機能を十分に発揮するためには、設置後の適正な維持管理と法定検査の実施が必要となると考えています。しかし、政令市でない秦野市の場合、浄化槽法の事務は県の事務なので、その実態把握ができません。</p> <p>このため、県による浄化槽実態調査により、この水源環境保全税の本来の目的である受益に対する適正な負担とする制度となるよう第3期計画が開始する平成29年度までに検討を終えることは難しいものと予想されます。合併処理浄化槽の維持管理及び更新に対する助成制度について、第3期計画での実現が難しい場合、引き続き、第3期計画期間において制度の調査と検討をお願いします。</p>	C	<p>県内水源保全地域における一般家庭の合併処理浄化槽の整備については、相模川水系・酒匂川水系への未処理の生活排水の流入抑制を目的としているため、単独処理浄化槽や汲取り便槽の住宅における合併処理浄化槽への転換を補助対象と考えています。</p> <p>維持管理費や更新については、浄化槽の管理責任が浄化槽設置者にあるため、補助対象とすることは考えていません。</p> <p>いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
55	4	計画期間内における浄化槽設置基数等について、秦野市では、市街化調整区域内の合併処理浄化槽の現状把握のための調査を平成27年度と平成28年度に実施する予定です。その結果、当初の計画基数等の変更する必要が生じる場合には、再調整できるよう弾力的な対応をお願いします。	C	計画期間内の浄化槽設置基数等の変更については、地域の状況に応じて、弾力的に対応したいと考えています。
56	1	水源環境への負荷軽減に向けた支援の拡充について、骨子案では、「第3期計画から県内水源保全地域全体の生活排水対策を進めるため、合併処理浄化槽整備の対象地域をダム下流域に広げるなど、支援を拡充します。」との記述があるが、河川・水路における自然浄化対策の推進においても、自然豊かな生態系（ホタル等の生息）を再生し、歴史的な地域の景観に即した河川・水路の整備を行うため、対象となる水源エリアを鈴川流域山間部（三ノ宮・善波地区）まで拡大するよう要望します。	D	河川・水路における自然浄化対策の推進については、水源として利用している河川において、自然浄化や水循環の機能等を高めることを目的としているため、対象地域は相模川水系及び酒匂川水系の取水堰上流域としており、対象地域の拡大は考えていません。
57	4	森林の管理は土壌の管理であるため、第3期計画において「土壌保全対策の推進」を掲げたことは良いと思います。水源環境保全・再生においては、森林の持つ多面的機能（公益的機能）の発揮が重要と考えます。新たに土木的工法も取り入れて土壌流出を防止するようですが、自然再生による林床植生を豊かにすることも必要です。そのためには獣害対策も重要であり、シカの生息状況や急峻な地形に対応した手法・工法を検討し、土壌保全対策を実施することは良いと思います。	B	ご意見のとおり、森林土壌の保全は森林の保全・再生を図る上で非常に重要と考えています。また、昨今、土砂災害の激化、頻発化も懸念されていることを踏まえ、第3期計画では、これまでの対策に加え、新たに土木的工法も取り入れ、土壌保全対策を強化していくこととしています。
58	2	間伐材を出すことが困難な山は、無理に搬出しようとするコストがかかるとともに、林床を過度に傷めることになる。どんな搬出でも林床を傷めない搬出はありません。林野庁においても奥地等の条件不利地の森林と、路網の整備がし易く、比較的容易に搬出ができる森林とを分けた森林整備をうたっており、条件不利地については、森林の多面的機能を損なうことなく、広葉樹林、針広混交林などへ誘導するとしています。 間伐材を出せる山と出すことが困難な山があるので、どの山でも間伐材の搬出を促進するという誤解を招かないよう、「搬出が可能な森林は」とか、第2期計画の成果にある「森林資源として活用可能な森林において」という文言を第3期計画では記載した方が良いと思います。	C	県の森林づくりの方向性については、平成17年に策定した水源環境保全・再生施策大綱に示してあり、ご意見と同様、2つの方向性で進めています。第3期計画素案の記載について、ご意見も参考にしながら検討します。

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
59	4	<p>山は持っけていても資産価値はなく、管理が大変である。この現状に行政が手を差し伸べてくれたということで、私たちは喜んでいる。大径木の処理はどのように行っていくのか。また、今後どのような森林管理を行っていくのか。</p>	E	<p>県では、林齢が70年生以上の複層林や100年生以上の巨木林を目指した森林整備を行っています。そうした整備により発生する大径木の間伐材についても、搬出支援等を行い有効活用を図っていきます。</p> <p>また、平成9年度から開始した水源の森林づくり事業では、水源林整備協定については森林所有者と20年間の契約を締結し、荒廃した森林を整備してきましたが、平成29年度以降、整備を終了し段階的に所有者へ返還していくこととなります。</p> <p>整備した森林は、手のかからない状態で返還することとなりますが、その後の公益的機能の維持には、継続的な森林状態の確認が必要と考えています。</p> <p>返還後の森林管理は、森林の巡視等を行う仕組みを試行しつつ、公益的機能の持続に向けた森林管理の仕組みを第3期計画期間中に検討します。</p>
60	4	<p>神奈川県民の約6割は相模川水系の水を飲んでいる。相模川水系の約8割が山梨県であるということは、神奈川県民の水源は山梨である。相模川水系の上流域に水源環境保全税は、驚くことに全体の0.9%しか充てられていない。相模川水系上流域対策の推進について、もっと水源環境保全税を充てて推進すべきである。</p>	E	<p>県外上流域対策については第3期計画においても、第2期計画と同じように、山梨県と共同して山梨県内の桂川流域（相模川上流域）における森林整備及び生活排水対策を引き続き実施していきます。</p> <p>森林整備については、荒廃した森林を対象に、間伐や間伐に必要な作業道の整備等を共同事業として実施し、生活排水対策については、桂川清流センター（下水処理施設）において、リン削減効果のある凝集剤（PAC）による排水処理を共同事業として実施することとしています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
61	1	水源環境保全税は期間を区切った税源であり、期間終了後の森林の管理状況が心配される場所です。その意味で森林の保全という以上に、森林資源の活用を図ることが重要な視点であると思います。森林資源の活用を活発化する上で林道整備や材木の活用は効果的であると思います。通常の公共施設の整備や維持管理において水源地特産の材木を使ったり、個人に対しても材木購入に補助することは、水源保全の上でも許容される税の使い方であると思います。今後こうした視点からの森林資源活用に向けた取組をお願いいたします	D	水源環境保全・再生施策における特別な対策は、水源環境保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組としており、林道整備や、木造公共施設の整備等木材の利用拡大を図るための対策については、これに該当しないものと整理していますので、今後も既存の財源を活用して取り組んでいきます。
62	4	合併処理浄化槽の整備促進について、浄化槽支援エリアの拡大は生活排水処理率の向上により、水源中流域河川の水質改善することと、県内各市では調整区域の下水道整備事業を10年概成として進めている途中で、水源地における合併処理及び高度処理型合併処理浄化槽の整備をどのように支援するのか。流域下水道計画・公共下水道計画の県市町村が進めている中で、どのように整合性を図り進めていくのかを調整して頂きたい。清川村では公共下水道を整備している。津久井湖・相模湖への流入域と同じく高度処理型合併処理浄化槽の整備促進を水源中流域へ支援拡大するのでしょうか。 また、清川村の3万頭の豚のし尿処理はどのようにされて河川に流れ込むのでしょうか。相模川水系上流域対策の推進について、水源環境保全税の全体の0.9%では足りないのでしょうか。	C	県内ダム集水域においては、富栄養化の状態にあるダム湖の水質改善を目指すものであることから、窒素・リンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の導入を促進していますが、第3期計画では、ダム集水域を除く県内水源保全地域においては、単独処理浄化槽や汲取り便槽の住宅について、合併処理浄化槽への転換促進を図ることとしています。 対象区域や補助の枠組みについては、いただいたご意見も参考としながら検討していきます。 清川村にある養豚場は、水質汚濁防止法の規制対象となっており、尿を含む畜舎排水は浄化槽で処理された後、小鮎川に放流されています。また、ふんは、河川に流されることはなく、堆肥化処理されています。なお、県で把握している清川村における豚の飼養頭数は、平成27年2月1日現在、約1万頭です。
63	4	四十八瀬川流域について、河川敷の外来植物の繁殖（オオブタクサ、アレチウリ）、繁殖木（ニセアカシア、オニグルミ他）の異常繁殖対策、葦、ヨシの繁殖による河床の上昇対策についてどうなっているのでしょうか。	E	外来生物対策及び河床の上昇対策は、「一般的な行政水準」の取組であり、水源環境保全税を充当した特別対策で対応することは考えていません。なお、外来植物については、防除方法なども含め、外来植物に関する情報を整理し、広く発信することを検討しています。 また、河川内に堆積した土砂や、繁茂した草木については、治水上の影響がある箇所から優先的に撤去や伐採を行っています。

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見分類	意見の要旨	反映区分	県の考え方
64	4	<p>ワイルドライフレンジャーの取組について、シカの捕獲目的、どの位生息している、どの位減っているのか、その効果が不明確であると感じた。シカが多い中、捕獲数が少ないのであれば、意味があるのか。また、森林の保全といえども、命を奪う事は生物多様性の保全と逆の方向に向かっていく気もします。シカを別の場所に移す、シカの増加を防ぐ活動に力を入れた方が良いのではないのでしょうか。今の取組がシカの管理、森林の保全になっているとは思えません。</p>	C	<p>丹沢大山では、シカの過密状態が継続し、シカの採食による森林の植生の減少や消失が顕著となり、土壌流出が生じるなど、生物多様性の保全の観点からも憂慮すべき事態が生じています。このため、植生の回復や生物多様性の保全上、シカを捕獲することで生息密度を低下させることが必要であると考えています。</p> <p>また、シカ捕獲とあわせて土壌流出対策や植生保護柵の設置等を並行して進め、森林の植生を回復させることにより、水源かん養機能や生物多様性の高い森林へと再生させていきます。現在、このような取組を継続した箇所では、植生の回復も見られています。</p>
65	1	<p>山梨県上流域全体に占める森林面積は神奈川県とは比較にならない程広大である。そこから流れ出る水が相模川に入ってくることを勘案すると、上流部の森林整備面積は微々たる量であり、効果は期待できない。上流部の森林対策は視点を変えるべきと考えます。上流部は神奈川県に比べ、林業が活発です。問題は材として出ないことです。19万人の人口では自ずと限界があると考えられます。</p> <p>対応方向としては、上流部の森林対策は整備ではなく、下流部で材の消費の推進や啓発に力を入れることを提案します。</p>	D	<p>山梨県では、平成24年4月から導入された「森林環境税」を利用した補助により、森林整備を促進しています。相模川水系の県外上流域では、山梨県が実施する事業に加えて、山梨県と神奈川県の共同事業を実施して、加速度的に森林整備を促進しています。この共同事業は、平成19年度、平成20年度に実施した、相模川水系県外上流域の私有林の現況調査に基づき、事業の全体計画を立てて、森林整備を促進していきます。</p> <p>ご提案の、木材の利用対策については、一般対策で取組む事業として整理されていますので、特別対策としての実施は困難です。</p>
66	1	<p>桂川清流センターの凝集剤によるリン除去が始まって1年が過ぎたところで、成果や結果が読み取れないところだと思います。</p> <p>桂川清流センターの接続率が高齢化や設置費用負担などで伸び悩んでおり、また、桂川清流センターの流域人口に占める割合が少ないので、この先も水質に及ぼす成果は少ないことが考えられます。</p> <p>対応方向としては、水質（アオコ）対策として、上流部人口最大の富士北麓浄化センターでの凝集剤によるリン除去対策を第3期計画以降の検討、推進が必要です。</p>	D	<p>桂川清流センターのリン除去設備は、平成26年4月に稼働を開始し、リン削減効果のある凝集剤（PAC）の添加量を調整しながら運転を行っています。平成26年度実績では、放流水の全リン濃度は平均0.38mg/lとなり、目標とする0.6mg/lを達成しました。しかしながら、桂川清流センターでは、現在も放流水の全リン濃度が一定しない状況があり、安定的・効率的な運転に向けて調整を続けています。そのため、他の下水処理施設におけるリン除去については、第3期計画で実施することは考えていません。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
67	1	<p>第3期計画5年間は、本事業の実質的な最終章である。そのため、事業の整理に必要な第4期目は「計画」としては成り立たない。そこで、事業に対する基本的な考えを意見としたい。</p> <p>本事業は、税の原則である受益者負担を基本とし、水の安定供給と質の改善を県民に約束したものである。行政は、事業の成果や効果を定められた20年の枠組みの中で考えるだろうが、その目的を考えた時、個別事業の多くは20年という短期で結果を得る事は出来ない。不確実性の自然環境を相手にする本事業は、その成果は100年という単位で考える必要がある。そのためにも、第3期計画5年は、次期20年を見据えた事業の根本的な見直しが必要になる。基本は、予算額の多寡でなく、広く県民に理解される事業の拡大である。個別事業に対する意見は、評価・批判が多くあるので、水源施策の森林管理に対する基本姿勢を改めて述べたい。</p> <p>現在、一括りになっている「森林管理」を自然林と人工林に明確に分ける必要がある。水源環境として最も森林機能の役割を大きく有する自然林と、木材生産を目標とする人工林の管理を、水源の森林と一括りにするのは無理がある。自然林と人工林では、その目的や性格を考えた時、森林の果たすべき役割、期待する機能はまったく違う。当然だが、整備手法は自ずと変わる。事業の中身について、個別事業では仕分けされているが、見出しの概要で分けるべきと考える。さらに、人工林も、ダムより上流域と下流域を分けて考えたい。人工林管理の必要性は認めるが、本制度は一業種である林業の救済制度ではない事を明確にする必要がある。いずれにしても、本計画には、70年代に破綻した林業の支援とは別物と言う意識改革が必要である。林業に公的資金を注ぎ込みつづける事は、水源環境整備という本来の目的を見失う。予算の多くが人工林に費やされる事を否定しないが、水源環境に最も貢献する自然林整備は事業の独立を担保すべきである。</p> <p>溪畔林整備は、現在まで試験的整備に過ぎず、モニタリング成果も、緒についたばかりであり、事業内容も確立していない。多様な生物の繋がり、森林環境と水との循環など、水源環境として、都市市民に理解されやすい事業である。溪畔林に限らず、様々な自然環境を有する自然再生事業を、一つの括りに組み込む事は、事業の目的や必要性が、「森林管理」という曖昧模糊とした表現の中に埋もれてしまう。</p> <p>人工林の管理・運営は、一義的に所有者の責任と努力の中で行うべきである。そこを基本に考えれば、木材搬出や森林塾などの事業は、本来、一般財源で行う性格と思われる。超過課税で行う林業支援は、一般財源で行う事業と分けて考え、人工林管理なら、一定の林齢を設定し、その後は、所有者責任を明確にすべきである。</p> <p>自然環境の保全までを組み入れた水源環境整備は、ブナ林の再生。シカ管理。溪畔林再生など。これまで事例のない事業に取り組むなど、全国に先駆けた壮大な実験でもある。それを理解し、期待する県民の意思を重く受け止めて欲しい。不特定の県民が等しく享受する利益を基本とする事を改めて確認したい。</p>	C	<p>第3期計画では、将来を見据えた対応が必要との課題認識に立ち、長期的な視点に立った取組を進めていきます。</p> <p>本計画の事業等の構成については、簡潔かつ分かりやすく整理する観点から、各取組の実施内容を基本に事業立て・項目立てを行っています。</p> <p>森林の整備手法・管理手法については、水源環境保全・再生施策大綱で示した「施策展開の方向性」を踏まえて、森林の立地条件や現況等を勘案して、適切な目標を定め、整備や管理を行っていきます。</p> <p>人工林の管理・整備、「間伐材の搬出促進」及び「かながわ森林塾」については、水源環境保全・再生施策大綱に示されているとおり、「本県では林業だけで森林の公益的機能を維持していくことは困難」との認識から、私有林の公的管理・支援などにより公益的機能の高い森林づくりを進めるということが本施策における森林整備関係事業の基本的な考え方です。</p> <p>したがって、本施策で行う人工林の整備、木材搬出促進、森林塾の実施などは、全て森林の公益的機能の高度発揮を目的として取り組んでいます。</p> <p>さらに、「間伐材の搬出促進」と「かながわ森林塾」の実施により民間事業者の技術力の向上を図り、公的管理終了後の森林管理は、民間により持続的・自立的に行われることを目指していきます。</p> <p>溪畔林整備事業については、第2期計画までに一定の整備技術が検証・確立されたと考えており、今後は、私有林等の整備にもこの技術を活用していくこととしています。</p> <p>ブナ林の再生については、第2期計画までの調査研究や技術開発の成果を活かし、ブナハバチの防除や植生保護柵の設置等の手法を組み合わせた取組を実施していくこととしています。</p> <p>シカ管理については、丹沢大山の中高標高域でのシカ管理捕獲等を継続するとともに、箱根山地や小仏山地などでは、シカの定着や生息密度の上昇があることから、これに対応したシカ管理に取り組むこととしています。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
68	3	<p>平成9年度から実施している水源の森林づくり事業で確保した森林が、平成29年度以降、契約期間が満了し、所有者へ返還されます。このため、第3期計画(骨子案)において返還後の森林の状況を把握し、公益的機能の持続状況を確保していくため、森林の巡視等を行う仕組みを構築することですが、巡視の結果、荒廃林へ移行する可能性があるなどと判断された森林に対して、どのような手法や仕組みで健全な森林を維持していくのか、巡回だけでなく、森林整備も含めた制度設計が必要であると考えます。</p>	C	<p>平成9年度から開始した水源の森林づくり事業では、水源林整備協定については森林所有者と20年間の契約を締結し、荒廃した森林を整備してきましたが、平成29年度以降、整備を終了し段階的に所有者へ返還していくこととなります。</p> <p>整備した森林は、手のかからない状態で返還することとなりますが、その後の公益的機能の維持には、継続的な森林状態の確認が必要と考えています。</p> <p>返還後の森林管理は、森林の巡視等を行う仕組みを試行しつつ、公益的機能の持続に向けた森林管理の仕組みを第3期計画期間中に検討します。</p>
69	4	<p>生活排水処理施設の整備促進について、骨子案において、新規に県内水源保全地域における一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進に取り組んでいくとのことですが、県営水道の取水は、相模川にあっては寒川、酒匂川にあっては小田原で行われている。いずれも下流域であることから、上流域にあるダムから取水堰までの間の一般家庭の生活排水処理のための合併処理浄化槽の整備は必要であると理解しますが、これにはかなりの経費が必要となるが、その財源をどのように手当するのでしょうか。水源環境保全税の収税規模を第2期計画と同額とすると、当然これまで継続してきた既存の事業費を圧縮する必要があり、その進捗に大きな影響を与えます。新規事業の導入は、既存事業に影響を与えないという配慮のなかで行うべきと考えます。</p>	C	<p>第3期計画の策定に当たっては、これまでの成果と課題、県民会議からの意見を踏まえて、これまでの取組を基本的に継続していくとともに、新たな課題に対しては、水源環境の保全・再生に確実な効果が見込める事業により対応することとしています。また、これまでの取組を踏まえ、より効率的な事業実施のための手法等の見直しも行うこととしました。こうした考え方に基づいて、必要な事業について検討、精査したうえで、必要となる事業費を整理していきます。</p>
70	1	<p>「間伐材の搬出促進」について、「間伐材の搬出促進と利活用の仕組づくり」へタイトルの変更を要望します。骨子案では、搬出促進という面だけに注目をしていると思うが、消費を考えてこそその川上から川下までの森林循環でしょう。マーケット（910万人の県民）が現に存在する以上、森林資源を県民に繋ぐ新たな仕組みづくりが、ぜひとも必要なのではないのでしょうか。</p> <p>アイデアとして、ウッドスタート（木育）という言葉があるが赤ちゃんが誕生したご家庭に積木などの木製品を自治体がお祝いとして贈るものです。神奈川県でも、例えば、スギかヒノキ製の「身長計」の板を贈呈することを発案されてはどうでしょうか。安定した需要があれば、消費からドライブを起すことが出来ます。肝心の財源ですが、森林再生パートナーなど法人等からの寄付なども含めて、広く県民から寄付を募り、足りない部分に水源環境保全税を充てたらよいと思います。その折は、今の「神奈川県水源環境保全・再生基金」も呼称を変更し、「神奈川県もり・みずファンド」として、より親しまれる身近な基金とすることが必要かもしれません。</p>	D	<p>間伐材の搬出促進事業は、森林整備に伴い発生する間伐材の有効活用を図ることにより、森林整備を促進し、水源かん養など公益的機能の高い良好な森林づくりを進めることを趣旨とする取組であり、事業内容に基づく事業名としています。</p> <p>水源環境保全・再生施策における特別な対策は、主として、水源かん養や公共用水域の水質改善など、水源環境保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組を対象としており、木材利用の促進に関する取組については、一般会計事業で実施することとしています。県では、県産木材の利用促進を図るため、県産木材のPRを行うイベントの開催など県民への普及啓発を行っています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

意見の内訳（意見分類）： 1 特別対策事業の内容修正・追加・削除について／2 記載内容の見直しについて／3 制度設計、交付金要綱等について／4 その他
 意見の反映状況（反映区分）： A 素案に反映した意見／B 意見の趣旨が既に骨子案に反映している意見／C 今後の参考とする意見／D 素案に反映できない意見／E その他

意見 番号	意見 分類	意見の要旨	反映 区分	県の考え方
71	1	相模川水系上流域対策の推進について、昨今の県民フォーラム等において、神奈川県民と一部の山梨県民の間に齟齬（受益者負担論）が散見されてきています。この要因としては、両県民の間でまだまだ交流が不足していると思われることから、県民会議主催による「水源交流会」の開催を提案します。	C	県民参加による水源環境保全・再生のための仕組みとして、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」が施策の点検・評価や県民周知に取り組んでいます。県民会議において県民フォーラムの山梨県内での開催等の実績がありますので、今後の取組の参考とさせていただきます。
72	2	骨子案の構成事業の図に関して、溪畔林事業は1番事業に吸収されていることが分かるように示すと良い。	A	ご提案の趣旨は計画素案において反映していきます。
73	2	新たな取組の部分に、集中豪雨などによる土砂災害の激化との記載があるが、さらに大きく言えば気候変動の影響があり、中長期的にこのことに備えるのは大変重要な課題なので、その趣旨を入れると良いと思う。	A	ご提案の趣旨は計画素案において反映していきます。
74	2	県民会議の運営等の記述に関して、今と同じ水準のことをやっていく印象だが、もう少し踏み込み、第3期計画では情報発信、情報交流を強化する、評価についても量的評価中心から質的評価へと評価のあり方を見直していくとの方向性は出しても良い。	C	ご意見の趣旨については、具体的な取組の実施段階で検討・工夫していきます。
75	2	概ね方向性はこれで良いと評価するが、溪畔林整備事業に関しては、人工林整備を主体とした森林づくりの中に埋もれてしまうのではないかとの危機感がある。第3期計画のどこかに溪畔林の文言が見えると良い。	A	ご提案の趣旨は計画素案において反映していきます。
76	2	丹沢大山の保全・再生対策において、丹沢大山という看板で箱根山地や小仏山地でシカ管理対策を進めることは、看板と内容がずれているのではないか。	E	丹沢大山の保全・再生対策は、シカ管理だけでなく、ブナ林等の再生、県民連携・協働事業を一体的に取り組むことで、本県の重要な水源地である丹沢大山の保全・再生を目指しているものであることから、特別対策事業の名称変更は行わないこととしています。 その中で、シカ管理については、箱根山地など丹沢山地の周辺地域でもシカの定着や生息密度の上昇傾向が見られることから、丹沢でのシカ管理の取組を周辺地域に広げ、生息動向や捕獲手法を検討しながら、段階的に進めていくものです。